

研究・产学連携推進センター拠点事業推進部門運営要綱

制定 令和4年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学研究・产学連携推進センター設置規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、拠点事業推進部門の運営に関する必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 拠点事業推進部門は、規程2条第5号に関する事項を所管する。

(委員会)

第3条 拠点事業推進部門は、前条に関する次の各号に掲げる事項についての審議を行うため、拠点事業推進部門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 拠点事業の計画・申請に関すること。（他の部門が所管することを除く）
- (2) 拠点事業の運営に関すること。
- (3) 拠点事業のプロモーション活動等に関すること。
- (4) その他拠点事業に関すること。

2 委員会の長は部門長が務める。

3 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 研究推進部長
- (4) その他部門長が必要と認めた者

4 委員会には、必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。

(部会等)

第4条 委員会は、前条第1項各号に関する事項のうち専門的見地を要する事項について、部会を設けて審議を委任することができる。この場合、審議結果については直近の委員会にて報告を受けるものとする。

2 部会の長は、部門長が務める。

3 部会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副部門長
- (2) 部門長が必要と認めた者

(庶務)

第5条 拠点事業推進部門の庶務は、研究推進部において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、拠点事業推進部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。